

文教福祉常任委員会

令和5年12月12日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 3 号 旭市学校再編代表者会議条例の制定について
- 議案第10号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第18号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について

出席委員（7名）

委員長	宮内保	副委員長	片桐文夫
委員	永井孝佳	委員	崎山華英
委員	伊場哲也	委員	戸村ひとみ
委員	伊藤春美		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	松木源太郎
議員	常世田正樹		

説明のため出席した者（22名）

教育長	向後依明	財政課長	山崎剛成
環境課長	高根浩司	保険年金課長	高野久

健康づくり長
子育て長
支援課長
教育総務
教課長
体育振興
課長

飯島正寛
多田英子
向後稔
金杉高春

社会福祉課長
高齢者福祉課長
生涯学習課長
その他担当員

向後利胤
椎名隆
伊藤弘行
11名

事務局職員出席者

事務局長
副主幹

穴澤昭和
菅晃

事務局次長 金谷健二

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今回、私、タブレットを使って議事のほうを進行させてもらいますので、とちるかもしれませんが、どうかよろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお祈りいたします。

○議長（木内欽市） 今年もあと残り僅かとなってまいりました。今年最後の常任委員会、大変ご苦労さまでございます。委員の皆様には、連日、大変ご苦労さまでございます。

また、向後新教育長をはじめ、幹部職員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました補正予算を含む6議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたします。

また、松木議員、常世田議員におかれましては、傍聴ありがとうございます。よろしくお祈りいたします。

それでは、宮内委員長、よろしくお祈りいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。また、日頃より、委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で6議案でございます。その内訳でございますが、まず予算関係が3議案でございます。議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第2号、令和5年

旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、続きまして、条例関係が 2 議案でございます。議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして契約関係が 1 議案でございます。議案第 15 号、工事請負契約の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 12 月 4 日及び 7 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、令和 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、工事請負契約の締結について、議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についての 6 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑につきましては、着座で結構です。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明いたします。

タブレットの 21 ページ、補正予算書では 19 ページになります。

上段の 3 款民生費、3 項児童福祉費、5 目障害児福祉費、説明欄 1 の障害児通所支援事業に

ついて説明いたします。

補正額 2,578 万 7,000 円は、19 の扶助費で、障害児通所等給付費となります。

本事業は、障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援があります。今回の補正ですが、主に児童発達支援サービスと放課後等デイサービスで当初の見込みよりも利用者数、利用件数が増加しているため、補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入について説明します。

タブレットの 11 ページ、補正予算書では 9 ページになります。

上から 2 つ目の 14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、3 節児童福祉費国庫負担金、説明欄 1 の障害児通所給付費等負担金 1,289 万 3,000 円は、歳出の 2 分の 1 を国が補助するものでございます。

次に、同じページの一番下になります。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、3 節児童福祉費県負担金、説明欄 1 の障害児通所給付費等負担金 644 万 6,000 円は、歳出の 4 分の 1 を県が補助するものです。

タブレットの 21 ページ、補正予算書では 19 ページをお願いします。

補正額の財源内訳の欄をご覧いただきたいと思います。

歳出の約 4 分の 1 が市の負担となりますので、一般財源につきましては 644 万 8,000 円と見込んでございます。

歳入の説明は以上となります。

以上で議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

タブレットの 12 ページをお願いいたします。補正予算書は 10 ページとなります。

歳入になります。

15 款 2 項 2 目 3 節児童福祉費県補助金、説明欄 1、子ども医療対策事業費補助金 1,268 万 4,000 円は、この後、歳出でご説明いたします子ども医療費助成事業に係る費用の 2 分の 1 を県が負担するものでございます。

次に、タブレットの 20 ページをお願いいたします。補正予算書は 18 ページになります。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄2の子ども医療費助成事業2,705万4,000円は、議案質疑の際にもご説明いたしましたが、県の制度改正により、令和5年8月診療分から入院・通院の自己負担に月額上限が設定され、同一医療機関における同一月の受診は、入院11日、通院6回以降が無料になったことや、同月分から高校生等への受給券発行による現物給付も実施し、利便性が図られたことや、そのほかにも、インフルエンザ等季節性の感染症の早期流行もあり、手数料及び扶助費の増加が見込まれることから、補正をするものです。

以上で議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

タブレットの21ページ、予算書の19ページの障害児通所等給付費の件なんですけれども、増加の見込みということで、具体的にどれぐらいの増加件数なのか教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、お答えします。

サービス等の種類につきましては六つございまして、それぞれのサービスにおける利用対象児でございますが、こちらの合計につきましては、補正の前の見込みとしまして412名ほどを見込んでおりました。対して、今回、実績見込みとしては424名ということで、12名の増を見込んだものでございます。

特に、増加が顕著なサービスが児童発達支援と放課後等デイサービス事業でございまして、そちらのほうの利用者数等の増加が主な原因となっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。いいですか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点質問させていただきます。

タブレットの21ページの保育所関係職員給与費なんですけれども、すみません。基本的な見方を質問しちゃって申し訳ないですけども、この101人、括弧の中の10人というのは減った数というイメージなんですかね。111人いて、10人減ってということなんでしょか。すみません。教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 申し訳ございません。（10人）につきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 紙のほうです。紙の9ページ、前者のほうからの質疑の続きのような感じなんですけれども、補正前の金額、これが六つの通所……

（「六つの事業」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 六つ事業があって、その金額で、そのうちの二つ、児童発達支援と放課後等デイサービスのほうという、主なものがということで、この補正なんですけれども、412名が当初予算で見込んでいて、424名、12名の増加が見込まれるということで、これは当初では見込めなかった数ということでよろしいのでしょうか。

それから、こういう増加というのが毎年ある、毎年というんですか、毎年、見込みよりも増えているものなのかどうか。全体の数と、この割合を見たいので、全体の数と、数と言ったら変ですね。全体の人数というんですか、利用者の人数を教えてください。

それと、1個ずつでいいですか。

○委員長（宮内 保） 1個ずついきますか。

（「全部」の声あり）

○委員長（宮内 保） では、戸村委員、全部言っちゃってください。

○委員（戸村ひとみ） 1個ずつにしてもらっていいですか。

○委員長（宮内 保） では、ここまでね。

戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、当初のほうで見込めなかったということなんですけれども、ちょっと増加傾向ではありましたが、見込みの幅が当初よりも、大変申し訳ございません。見積りが甘かったと指摘されれば、本当にそのとおりでございまして、増加傾向の幅が上がったということになります。

全体の数でございしますが、積算にかかった数で、ちょっと細かいですが、読ませていただいでいいですか。すみません。

まず、児童発達支援のほうなんですけれども、補正の前、見込んでいたのが36人……

(「全体で」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) すみません。全体は先ほどの数です。

(「全体は412名が424名になったということですか」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) そうです。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) すみません。そうしたら12名が、児童発達支援と放課後等デイサービスで何名ずつなのか分からないですけれども、そういうことになるんですかね。ほかは補正の人数には入っていないですか。

○委員長(宮内 保) 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) ほかの分も入ってございます。金額のほうで、6の事業等があるんですけれども、大きく増加するものと減少するものが、小さい減少、減少と申しますか、少し利用がなかったと申しますか、そういった事業もちょっとございまして、今回大きく増加しているものが、先ほど申し上げた放課後等デイサービスと児童発達支援のほうの関係になります。

最近の障害児の通所事業の給付費の中で、今言った児童発達支援と放課後等デイサービスなんですけれども、やはり増加傾向にはあるんですけれども、その見積りのほうがちょっと足りなかったというところです。

以上です。

○委員長(宮内 保) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) 分かりました。増加傾向にはあるけれども、その分、見込んでいたよりももっと増えたということですよ。分かりました。

補正をするというのが、やはり重いことというか、私にとってはとても補正というのは、安易な形で、もちろん安易な形ではやられていないと思うんですけれども、やはり当初予算を厳正に組み立てていただいて、そういう気持ちで聞いてみました。

○委員長(宮内 保) 戸村委員、答弁は。

○委員(戸村ひとみ) いいです。

○委員長(宮内 保) よろしいですか。

○委員（戸村ひとみ） 次へ行っていいですか。

○委員長（宮内 保） はい。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 子ども医療費助成なんですけど、先ほどご説明のほうで、高校生等の現物給付ですか、そちらが増えたということなのか。ちょっと速くてよく聞き取れなかったんですけども、そうしましたら、見込んでいた人数と、あと補正でどれぐらい増えたのかというようなところをお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどのご説明をもう一度申し上げますと、高校生等への受給券発行による現物給付ということでございまして、8月から受給券を交付しております。7月までは、これまでずっと償還払いという形を取っておりまして、窓口で3割なり、2割なり負担していただいた分の領収書をお持ちいただきまして、申請を子育て支援課のほうでしていただき、後日、その額をお振込するという形になっております。

高校生が増えたかというご質問ですが、高校生の人数については変わりはないんですが、受給券を発行したことによりまして利便性が図られたということで、どのくらいの数があるかははっきりはつかんでおりませんが、例えば少ない金額で窓口でお支払いした保護者の方がわざわざ子育て支援課まで申請に来るのが面倒だという方も中にはいらっしゃるのかもしれないと思っております、それが今度はわざわざ来なくて、受給券を窓口に出すだけで特に手を煩わせることがなくなったということで、その負担額が増えたということになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 受給券を高校生がいるご家庭に配る形にしたということですか。8月から配った。数を教えてください。どれぐらいの利用見込みが8月に配ったときにあったのかもお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 高校生に受給券の交付枚数につきましては、1,632件となっております。

また、9月、10月の高校生ということですが、例えば8月支払い分は143万9,875円でご

ございました。9月が235万9,988円、10月は345万2,323円と、受給券を交付いたしましてから少しずつ伸びております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 受給券に変えてから伸びているということによろしいですかね。

8月が143万9,875円、10月が、ちょっと聞き取れなかった。三百何十万円ということでしょう。これは倍以上ですよ。少しずつ伸びているんじゃないですね。相当伸びていると思います。

これ、ごめんなさい。人数割にしていますか。人数割というか、1人どれぐらいの金額になっているか、数を出していただければと思います。数字を出していただければと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど高校生のご説明をしたときに受給券のお話もしたんですけれども、そのほかにも今年はインフルエンザ等感染症、コロナもあるんですが、インフルエンザですと早期の流行ということで、現在もインフルエンザの患者数がかなりの数いらっしゃると思っております。一時は海匠地域が大変インフルエンザの、県内でもインフルエンザ注意報というのが出たんですけれども、その中でも海匠地域が、一時、一番県内でも多かったという時期もございますので、受給券だけが理由ということではないかなと思っております。感染症の流行が大きな割合を占めているのではないかというふうにも考えております。

1人当たり、令和5年度、今回の補正を見込んだ形で1回当たりの助成額というのが、高校生で2,991円というふうに見込んでおります。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 令和5年度は、まだ見込みでしか数字を今出しておりませんので。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 月ごとは出しておりません。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 先ほどご答弁いただいた8月、9月、10月の金額というのは、実績ではなくて見込みですか。

私、今、電卓がないので、人数で割っているものを持っていらっしゃるかなと思って聞いたんですけれども、だいたい1人幾ら、現物給付にしたからといって金額が増えているとは私

も思いません。でも、若干はあると思いますけれどもね。先ほどおっしゃったように、インフルエンザとか、いろいろな病気が流行っているので、それで医療費がたくさんかかっているんだろうと。

8月に比べて10月なんていったら、さっきの、ごめんなさい。三百何十万円と言われましたか。

(「345万2,323円です」の声あり)

○委員(戸村ひとみ) だから、もうはるかに倍以上ですよ。

なので、1人に対してどれぐらいの金額が8月、9月、10月でかかっているのかというのを知りたいんです。割り算、私、今、電卓があれば自分でもできるんですけども、お願いします。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 子育て支援課長、挙手をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 失礼いたしました。

数字を今持っておりませんので、少しお待ちいただいでよろしいでしょうか。

それと、10月に関してなんです、償還払いの、今まで……。すみません。数字がまいました。8月は882円、9月が1,446円、10月が2,115円でございます。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 申し訳ありません。10月分が増えている要因といたしまして、償還払いで自宅に領収書等をため置いていらっしゃる保護者の方もいらっしゃるようで、今度制度改正になりますということを周知いたしまして、今後支払いがされないのかというふうに思った方もいらっしゃるようで、そういう方が駆け込みといいますか、急いでまとめて持っていたらっしゃったというものも、この中には含んでおります。

以上です。

○委員長(宮内 保) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) 分かりました。その内訳って出ないんですよ。

いや、現物給付というのが非常に、やはりシステムとしては、私は親御さんにとってもありがたいものなんじゃないかなと思ってまして、8月から現物給付になったことで、恐らく保護者の方々も喜んでいらっしゃると思うんです。なので、そここのところを数字で見てみた

かったというのと、高校生ぐらいになると、そんなには病気をしなくなって、お医者さんにかかる回数というのも減ってくるんだと思うんですけども、それでもやはり相当な額が現物給付されているということなので、その内訳とか、今のコロナ後の情勢みたいなものをどんなふうに当局側で読んでいらっしゃるかというのを聞いてみたいと思って質疑しました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 答弁はよろしいですか。いいですか。

○委員（戸村ひとみ） いただけるようであれば。今後の話。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今後なんですけれども、感染症がまだ収まらない、インフルエンザ等が収まらないということで、医療費のほうはその状況に応じてというところはございます。先ほど申し上げました償還払いの分なんですけど、今、少しずつ減少している状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど永井委員のほうからご質問いただいた予算書の19ページ、保育所関係職員給与費のご回答をさせていただきます。

101人（10人）とございますが、こちらは再任用職員の数を入れてございます。こちら101人と10人を足しまして、111人分となります。

また、こちらの人数なんですけど、当初予算と同じ人数でございます。

金額のほうにつきましては、今回の給与改正等、当初の見込んだ方と、また実際の現在の職員数にずれがございますので、こちらがマイナスになっていたり、職員手当はプラスになっていたりということで、今の現状に合わせて積算しているものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今に関連したあれなんですけれども、人数的には変わらない、金額が減っているというのは分かったんですけども、給料で1,400万円もマイナスになるんですか、人数が変わらなくて。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 1,400万円の要因については、確認させていただきたいと思
います。すみません。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。
(発言する人なし)

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。
続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 着座にて失礼します。

議案第2号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加
えての補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。
(「なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。
続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第3号、旭市学校再編代表者会議設置条例の議決
について補足説明を申し上げます。

お手元の資料、右上に議案第3号、教育総務課と書かれた資料をご覧いただきたいと思
います。

学校再編に係るスケジュール的なものをお示したものでございます。

まず、(1)の左側の説明会は、旭市学校再編基本方針について、その内容を保護者向けに
説明会を開催いたします。

続いて、中央のアンケートは、再編に向けて保護者へのアンケートを実施し、その結果につ
いては、地域の方々に地域説明会を別に開催して、改めて基本方針と併せてご説明いたしま
す。

続いて、そのアンケートの右側の地域検討会議については、アンケート結果を踏まえて学校
単位で設置し、再編に向けての意見や要望などを集約いたします。

検討会議の委員には、保護者の代表や地域の区長、学校関係者、福祉及び青少年育成関係者
などから推薦をいただき、おおむね25名以内で構成をします。

説明会からアンケート、地域検討会議までの期間を約2年間と見込んでおります。

続いて、(2)の代表者会議ですが、この会議では、各地域検討会議の委員からさらに推薦をいただき、同じく25名以内で構成して、地域検討会議の検討結果を踏まえて、統合の可否、統合する学校の位置、学校の名称及び開校の時期といった基本的な内容を審議していただく予定であり、おおむね5回程度の会議を想定しております。

次に、右側の(3)の準備委員会は、開校に向け、具体的な通学方法、校章や校歌、学校行事など様々な内容を決定していただきます。

また、準備委員会と並行して校舎の改築や改修といった詳細設計を行って、その後、本体工事の実施となるため、準備委員会と本体工事の完了後に統合校の開校ということになります。

代表者会議から準備委員会を約2年から3年と想定し、新しく学校を開校するには全体スケジュールで約5年間と見込んでおります。

今後も、学校再編については保護者や地域の方々に繰り返し丁寧な説明とより深い議論を重ねながら、合意形成に努めてまいります。

以上で議案第3号、教育総務課の補足説明を終わります。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員(永井孝佳) 1点だけ質問させていただきます。

代表者会議で学校の位置を決めるとありますけれども、例えば(仮称)北中など、場所がいまいちまだ決まっていないような場合は、ここでいきなり位置決めが始まるのか、それとも地域検討会議で位置とかのA案、B案とかがあって、どちらがいいかという意見を収集して代表者会議に諮られるのか、その辺の、どんな感じで決まるのかがもし分かれば教えてください。

○委員長(宮内 保) 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(向後 稔) 学校の位置ですが、基本的には、代表者会議の前の地域検討会議のほうで、いろいろな統合に関してのご意見をいただく中で、学校の位置として、この場所がいいというようなご意見をまとめていただいて、それを持ち寄って代表者会議のほうで最終的に決定していただくということを想定しております。

○委員長(宮内 保) 永井委員。

○委員（永井孝佳） 位置の場合だと3分の2以上の賛成ということなんですけれども、一般質問でもしたんですけれども、3分の2以上の賛成が得られなかった場合は、また振出しになるのか、それとも、また代表者会議で引き続き議論をして3分の2以上になるように図るのか、その辺を教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 3分の2以上にならないで決まらなかった場合、その後については、まだはっきりと決まっていはいないんですが、代表者会議の流れ、話の内容で、擦り寄る余地があれば、また代表者会議でもう少しもんでいただき、擦り寄る余地が全くない、全く決まる様子がないようであれば、そこで否決というようなことになろうかと思えます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません。課長、もう一回、地域検討会議ですか、学校ごとに多分開くあれだと思うんですけれども、どういった構成になっているのか。

なぜこういうことを言うのかといいますと、私、飯岡地区の年寄りなんですけれども、何でなくなっちゃうのというような話を聞いたんですよ。そういった話を踏まえた中で、地域住民からの意見を聴取すると、第3号の教育総務課ですか、今日お配りしてもらった中の地域検討会議のところに書いてはあるんですけれども、地域住民からって、どの程度の地域住民から聞くのかとか、その辺を詳しく教えていただければ。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本的には、地域検討会議のメンバーというのは代表者会議の構成とほぼ同じようなものになっています。地域検討会議を開く前に、保護者説明会で、保護者説明会というのは、今学校に行っている子どもさん、学校というのは子どもが勉強する場所ですので、今一番学校に関係のある、一番の受益者である保護者の方へご説明をして、保護者アンケートを取って、その後に、保護者以外の全部の地域住民を対象とした地域説明会を開催する予定です。そこでまたご意見もいただく予定です。

その後に地域検討会議を開催するんですが、地域検討会議のメンバーのほうは、保護者の代表が、今の干潟地域ですと、もう始まって一応終了しているんですが、地域検討会議のメンバーで保護者の代表としてPTAの役員等に5名程度、地域住民の代表ということで区長さん方で四、五名の方が、学校教育関係者ということで校長先生と教頭先生がお二人、福祉関

係者ということで民生委員、主任児童委員がおよそ4名、青少年育成関係者が青少年相談員の方が3名ということと、あとその他教育委員会が必要と認める者ということで、就学前の保育園、幼稚園の保護者の代表の方と、あとは学校評議員、学校運営協議会の委員の方々から参加をいただいております。

ですので、地域検討会議のほうはそういった説明会やアンケートの結果を踏まえて、地域の意見をまとめていただく、地域の要望をまとめていただく場でございます。それを持ち寄って代表者会議のほうで最終的に決定していただくというようなことを想定しております。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） あれは分かったんですけども、地域検討会議のメンバーと代表者会議のメンバー、地域検討会議のメンバーの中から代表者会議のメンバーが選ばれるんですかね。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本的には、地域検討会議でいろいろ意見を出し合った委員の中から選出していただいて、代表者会議へ進んでいただくということを想定しております。

その構成としては、保護者や区長さん方、学校関係者、福祉関係者、青少年相談員、その他教育委員会が必要と認める者ということで、基本的には、代表者会議のメンバーの中で選出していただいて、それぞれで決めていただいて、代表者会議のメンバーを決めていただくというようなことを想定しております。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 何度もすみません。そうしたら、先ほど永井委員が言った3分の2以上というのは、おのずと地域検討会議で上がってきた問題に対しては代表者会議ではスルーするというのでいいのかな。

あと、干潟地区でもうだいぶ進んでいると思うんですよ。地域検討会議にしろ、そういったものを開いている中で、何人の方が出席して、私もその場に行けばよかったんですけども、ちょっと行けなくて、何人くらいの方が地域検討会議に出てきて、どれだけ地域の方の意見を発表したのか、そういったところも詳しく、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本的には、地域検討会議でもんでいただいた内容で、例えば干潟地域であれば、今、古城小と萬歳小と中和小、3校ありますけれども、3校の統合に賛成

で、場所は古城小ということで、それぞれ地域検討会議でほぼ決まっております。

ただ、干潟地域ではそのように決まりましたけれども、今後ほかの地域でやる場合に、場所が違うとか、反対とか、そういうことは当然あり得るかなとは思っておりますが、地域検討会議のほうは、それぞれ約 25 名、こちらのほうは 25 名以内ということなので、それぞれ 24 名とか 23 名とかいう方が委員になっておりまして、それぞれの学校で 4 回会議を開いておりまして、その中で欠席というのも何人かいらっしゃいましたけれども、ほぼ大勢の方にご出席いただいて、それぞれ毎回、委員の方々お一人お一人からご意見をいただいております。いろいろ意見が食い違う場合もありましたけれども、話し合っただけで決めていただいたというところがございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 地域検討会議は職員の人も毎回学校ごとのやつには出席して、地域検討会議には職員も出席して行っていたわけですか。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 地域検討会議は教育委員会教育総務課が事務局になっておりましたので、いろいろ資料作成などは教育委員会事務局教育総務課のほうで行っております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

代表者会議についてなんですけれども、これは地域検討会議の中のメンバーの方が代表者会議に、代表として各校、選ばれた方がなられるということで認識しているんですけれども、その中で、どうしても各校で代表を絞るとなると、私のほうでちょっと危惧しているのが男性に絞られてしまう可能性があるかなというふうに思っておりまして、そのあたり、例えば、今、干潟が話し合っていますけれども、各 3 校で代表を決めるという場合に、なるべく P T A 会長だけではなくて、P T A 会長は結構男性の方が多いと思うんですけれども、女性の比率を減らさないような工夫とか配慮はされるのかなと思って質問させていただきたいのと、その後の準備委員会についてなんですけれども、協議事項を見ると、結構具体的な通学方法だとか、学校生活のことになってくると思うんですけれども、その中で話し合いをする準備委員会というのは、代表者会議をさらにまた絞ったメンバーになるのか、それともまた別のメンバーとか、あと児童・生徒が協議に参加される可能性とかがあるのかというのを教えてほ

しいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、地域検討会議、代表者会議の男女比の件ですが、地域検討会議、PTAの役員5名という中で女性の方もかなり入っておりまして、保育所の保護者の方も女性の方が多かったです。青少年相談員も民生委員も女性の方がいらっしやいましたので、男女比として男性が全然多いということは全然なくて、少なくとも3対……。数字をはっきり言っちゃうとあれなんですけれども、全然ほぼ男女比、こんなに女性が多いのかと思うぐらいの割合でございました、干潟地域は。

準備委員会の件なんです、具体的な学校運営に関わることも決めていただくようになります。基本的には、代表者会議の委員の方々に引き継いで準備委員会をやっていただこうと考えておりますが、決めていただくことも多いので、追加でPTA役員の方をお願いするとか、学校の教頭先生、教務主任、事務職員の方を追加でお願いするということが今のところは想定しております。

子どもさんの参加は、今のところ、まだ想定していないんですが、今後、子どもの主体性のご意見をいただくということも考えられるかなと思いますが、今のところ、まだはっきりとは決まっておりません。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

今の地域検討会議の中では、かなり女性の方も多いなという印象を、私も初回の検討会議を傍聴させていただいた中では思ったんですけども、やはりそこから代表を決めるとなると男性になってしまうことが多いのかなと思ったので、その辺、配慮していただけたらいいなと思いました。お願いいたします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど、議案第1号で片桐委員からご質問がございました保育所関係職員給与……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 質疑で、申し訳ございません。ちょっとご回答させていただきます。

先ほどもお答えしましたが、当初と見込んだ職員が実際と違っていたというところで金額がマイナスになるということが1つと、あとは育休職員が当初見込めていなかった部分がございますので、育休職員は無給になりますので、その分がマイナスに大きく影響しているものと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 議案第3号につきまして、1点だけ質疑させていただきます。よろしくお願いたします。

紙ベースのこの議案第3号の、お持ちでしょうか。この条例の3ページにございます一番下です。

第9条、文言についての質疑ですけれども、代表者会議の庶務は、その後です。教育委員会事務局教育総務課において処理するというふうに記載した根拠、理由、これをお尋ねいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 伊場委員のご質疑にお答えいたします。

代表者会議の庶務は教育総務課で行うということで、教育委員会の事務局の中の教育総務課で行うということで記述しているものでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 先ほど、教育委員内の課長に、教育委員会の組織について確認させていただきました。旭市教育委員会内には、教育総務課、生涯学習課、体育振興課の3つしかない

のではないかと思います。

教育委員会においては様々な部局とか課があると思いますけれども、本市、旭市教育委員会におきましては、人事管理局ですとか、情報推進局ですとか、あるいはこの条例で使われている文言、学校再編局というものがありませんので、この庶務の9条の文言ですけれども、代表者会議の庶務は教育委員会教育総務課事務局において処理するという文言では駄目でしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 伊場委員のご質疑ですが、例えば議会事務局ですと、議会の事務局の中に課がないので議会事務局ですが、教育委員会の場合は、教育委員会事務局、教育委員会というのは教育委員さんと教育長の組織ですので、その事務局の中に3つの課があるという認識でこのように記述しているのかと思います。

○委員（伊場哲也） 分かりました。大変ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかにないですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） まず、1点目なんですけれども、委員会で委員長のほうから追加説明がありますかということで、この机の上にぽんと置かれていた議案第3号、教育総務課というこの紙で課長のほうでご説明されたんですが、ちょっとこのやり方が私、システムの間違いだと思います。

この追加説明というのは、議員全員にされますか。議案の追加説明ですから、議員全員にされなきゃ私は駄目だと思うんですよ。これがこの委員会の委員だけに配られて説明されるのでは、間違っていると思います。議案として、議案の説明としてでしたら、全員にやられるべきだと思います。そこのところをご答弁いただきたいのと、まずそこをお願いしていいですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今回お出しした資料は、文教福祉常任委員会の委員の皆様にご説明する際に、文教委員会でご審議いただくのに、この資料があったほうがご理解していただきやすいかなと思って提出したものでございます。

これまでも常任委員会で別に資料をお配りしているかと思しますので、そういうような流れで提出したものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） これまでも、決算の審議委員会ですか、そういうときにも追加でとかという感じでこういう紙が出されたりとかしていたので、私はその度、間違っているなど思いながら、どの場でそれを訂正していただくかというふうに考えていたところなんですけれども、今回、後のほうの議案でも、後のほうの議案で言うべきだったのかも分からないですけれども、これは明らかに議案の説明であれば、全員にされるべきだと思います。

なので、そのあたりのところを今後、この旭市議会のシステムが今までそういうふうに運営されてきたんだと思うんですけれども、間違っていると思います。議案に対しての説明を委員会の委員だけにするというのはおかしいと思います、追加説明を。なので、そのところを、これはどなたのご見解をいただいたらいいのか。

○委員長（宮内 保） じゃ、委員長のほうから、戸村委員のご意見ですので、執行のほうに委員長から伝えて、今後どのようにするか検討したいと思いますが、それでよろしいですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） はい。

では続きまして、この条例の制定についてなんですけれども、干潟地域で、もう既に3校統合するというのが進んでいる中で、今回、議案に代表者会議が議案に上がってきたんですけれども、ここでやっと議会がこれでよろしいということになったら条例ができるわけなんですけれども、ということは、干潟地域の統廃合に関しては、取決めなしの状況で、条例なしの状況でスタートして、もう既にどのあたりまで来ているんですか。地域検討会議まで来ているんですよね。

ということで、これはちょっとやり方、手順というんですか。その整合性が私はちょっと取れないんじゃないかなと思うんです。その中で、まずそれが1点です。何も条例とかがない中で進めてきて、ここでやっと条例案を出してくるという、この整合性のところですよ。

それをお伺いしたいのと、あと先ほどのご説明の中で、本会議でもご説明がありましたけれども、地域検討会議から、保護者から3名とか、25名以内をもってということで条例案のほうにもございますけれども、では、地域検討会議は上限なしですか、人数に関しましては。

今現状、どういうふうに干潟地域でやられているのかと、あと、これは条例の中に縛りも何

もございませんので、上限なしということでもいいのかどうか、そのところをお伺いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、この進め方、手順として整合性がというご質疑でございます。

基本的には、今までやっているところは、説明会、アンケート、地域検討会議ということで、地域検討会には、地域の方々からご意見をいただく場ということですので、これにつきましては条例ではなくて、教育委員会の規則のほうで定めてございます。

この学校再編の進め方、今回お出しした上のイラストのところは、これは学校再編基本方針に載っているものそのままでございます。ですので、学校再編基本方針につきましては、以前、市議会の全員協議会のほうで市議会の皆様にお知らせをして、その後、資料のほうも、基本方針のほうも、市議会の皆様にお配りしてご理解をいただいていると認識をしております。

それと、地域検討会議の人数上限ということですが、地域検討会議のほうは、要綱のほうで25人以内と、こちらのほうも同じ25人以内でそれぞれで決めております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今回議案に出していらっしまったということで、否決されないという、そういう確信の下に今回なんでしようけれども、私はもっと早くに出すべきだった条例案だと思います。

私も先ほど前者の答弁で、地域検討会議も25名以内って答弁があったので、私はちょっと聞き間違いかなと思って今確認したんですけども、同じ人数ということなんです。要綱のほうでも25名以内というふうに決められているということなんです。そうしたら何かおかしいんですよ、日本語として。

地域検討会議から、地域検討会議の保護者が5名程度の中から、この条例案では代表者会議を3名ずつとか、たしかそういうふうな説明をいただいているんです。大きな枠の中から何名かずつを抽出するという、私はそういうイメージでいたんですけども、25名と25名以内ということなので、そこで、じゃ25名以内の中から、もっと25名から絞るということなんです。それとも丸々それが同じく移行する。でも、丸々じゃないですよ。だって説明の中では……

(発言する人あり)

○委員（戸村ひとみ） いやいや、そうなんですけれども、保護者、こっちを見て、保護者5名程度からA校、B校、C校、なるほど、その中から1つに絞るということなんだ。分かりました。

では、3校だったら75名以内の中から、25名を絞るということなんですね。分かりました。私、全員それぞれがもう75名で行けるのかなと思っていたので、違いましたね、オーケーです。算数ができなくなっていた感じがありますけれども、分かりました。

これ、ちょっと要綱のほうにも係ることなんですけれども、この25名というのの根拠というんですか、それをお願いいたします。要綱のほうも、それぞれの学校が25名という根拠、先ほど前者のほうからの質疑にもございましたが、やっぱり参加したいというような方というのは相当数いらっしゃるんだと思うんです。ですから、そここのところのちょっと根拠をお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 25名の根拠ですが、基本的にはあまり人数が多いと意見を集約も難しいですし、あまり少ないと意見が集まらないということがありまして、25名以内というふうに決めさせていただいております。

地域検討会議の前の地域説明会は、上限なしで会場に入る人数分だけ入っていただいて、ご意見を頂戴するということは想定しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 学校統廃合に関しましては、恐らく全国各地の先進例というんですか。先進という言葉が合っているかどうか分からないんですけれども、それを研究して下さっていると思うんですよ。そんな中からの人数の割り出しということではないんですか。多過ぎると意見の集約ができない、少な過ぎると代表した意見ということにはならないという、そういう何かもう概念的なアバウトな感じの決め方ですか、25名というの。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） この決め方は、戸村委員おっしゃるように、先進例というか、先にやっている自治体、団体の例を参考にさせていただいて、それも含めて25名ということで

決めさせていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私も、いわゆる僻地と言われるところから、あとは、そんな僻地でもないのにここで統廃合かみたいなところとか、いろいろ現地に行ったりとか、あと調べたりとかして、学校統廃合に関してはもう本当に関心があるので、関心があるというよりも、旭市の市議会議員としてのこれは責任だと思っていますので、いろいろ調べさせていただいております。

そんな中で、学校統廃合をして、これが結果成功したというようなところを私自身は見つけることができないでいるんです。ですから、今回の質疑で人数のことを聞きましたけれども、いろいろ研究をしてくださっているのであれば、失敗例を反面教師として、本当に旭市の統廃合を成功させるような、私は結論から申し上げて統廃合というのは賛成じゃないんです。なので、一生懸命自分で調べています。ですから、そういったところを当局側にも、もう本当に研究に研究を重ねていただきたいなという思いで質疑をいたしました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 戸村委員のおっしゃるように、結果成功した例とか、失敗例とか、そういうのを反面教師にしていろいろ研究していきたいと考えております。

干潟地域の地域検討会議の中でも、先に統合した団体で、その結果保護者の方や子どもたちはどう思っているのかとか、そういったものを調べたほうがいいのかというご意見をいただいて、参考に香取市のほうで統合した事例を2校ぐらい、統合した後にアンケートを取ったものを見させていただいたりしております。

その中では、やはり統合してよかったというお子さん、保護者の方も多いですし、中には、統合してあまりよくなかったというご意見も確かにございます。そういったものをいろいろ研究しながら、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

体育振興課長。

○**体育振興課長（金杉高春）** 議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長（宮内 保）** それでは、議案第 10 号について質疑がありましたらお願いいたします。
永井委員。

○**委員（永井孝佳）** 1点だけ質問させていただきます。

こちらは1月1日で廃止になるということで、12月いっぱい使えるのでしょうか。

また、何回も聞いてしまって申し訳ないんですけども、利用していた団体のその後の練習場所などは確保されているかを再度、最終的に確認したいと思います。お願いします。

○**委員長（宮内 保）** 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（金杉高春）** まず、現在の利用は12月いっぱいまで、地元の野球のスポーツ少年団です。使えるということで、消防署とも協議もした上で進めております。それから、利用していた団体なんですけれども、飯岡中の東側にあります、いいおかふれあいスポーツ公園ソフトボール場を使うということで協議が調っております。

なお、そちらを利用していた団体なんですけれども、やっぱりスポーツ少年団、地元の飯岡のスポーツ少年団だったんですけども、今年度の4月から、もうチームが人数が少なくなって組めなくなってしまったので、実際残った下級生の団員は海上のスポーツ少年団に入団しています。ということで、そのまま海上のスポーツ少年団がいいおかふれあいスポーツ公園のソフトボール場に活動場所を移転するということになります。よろしくお願いします。

○**委員長（宮内 保）** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（宮内 保）** 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 15 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** 議案第 15 号の工事請負契約の締結についての補足説明のほうですが、そちらを申し上げます前に、本工事の契約方法であります総合評価方式一般競争入札の概要についてご説明をさせていただければと思います。

本日、財政課からは2種類の資料のほうを提出させていただいておまして、まず初めには、資料の右上に参考資料、議案第15号、財政課と書かれた資料になります。タブレットのほうにも1ページ目にありますので、お願いします。

それでは、説明をさせていただきます。

上の1から説明させていただきますと、総合評価方式一般競争入札は、価格のみで評価する通常の一般競争入札と異なりまして、施工品質や安全性など、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式で、本市では、令和元年度から導入しております。

次の2として、対象となるのは、設計額1億円以上の工事からでありまして、旭市建設工事等入札参加資格委員会が選定したのになります。

総合評価方式におけます評価方法については、予定価格の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とするもので、評価値の算定方法につきましては本ページの3の評価方法に記載してありますが、次のページ以降に評価基準及び算出例を示しておりますので、そちらを基に説明をさせていただきたいと思えます。

次のページをご覧くださいと思います。

評価値のうち、価格以外の要素を数値化した評価点については、こちらの評価項目及び評価基準により算出いたします。

では、実際の公告文の一部を用いて、表の上から順に項目の説明をいたします。

まず、企業の技術力のうち、企業の施工能力として、所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。同種工事の内容につきましては、米印としまして欄外に記載してありますのでご参照いただきたいと思います。

次に、旭市または千葉県の発注工事における平成30年4月1日から本件公告日までに引渡し済みの済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が1,000万円以上のものを最大4件まで申請可能となっております。

続きまして、企業の施工能力の最後、こちらは環境マネジメントに係る国際規格であるISO14001の認証取得の有無についてであります。

続いて、配置予定技術者の能力についてですが、1点目は、所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。

次に、旭市または千葉県の発注工事における平成30年4月1日から本件公告日までに引渡し済みの済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が1,000万円以上のものを最大2件まで申請可能となっております。

以上が企業の技術力に関する項目で、次からは企業の信頼性・社会性に関する項目となります。

まず、地域精通度に関する項目は、平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡しの済んだ旭市内での公共工事の施工実績の有無で、最終契約金額 1,000 万円以上を対象としています。

次に、地域貢献度として、旭市内に建設法に基づく本店または支店の有無、そして、旭市との災害協定の締結の有無及び協定に基づく災害対応の活動実績の有無について設定しております。

以上の項目から、企業や配置される技術者の能力、地域での貢献度等について評価をつけ、その合計であります評価点から加算点を算出することになっています。

なお、各項目の配点、評価基準、評価点につきましては、表の右側に記載してございます。

3 ページをご覧ください。

こちらの表にあります算出例から、評価値の計算方法について説明いたします。

ここでは、A、B、C 3 社のまず①の評価点がそれぞれ 14 点、10 点、6 点になっています。このうち、14 点の A 社は最高の評価点で、②の加算点であります。こちらは 20 点になります。10 点の B 社は 20 点に自身の評価点 10 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 14.285 点、6 点の C 社は 20 点に自身の評価点の 6 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 8.571 点となり、これにそれぞれ標準点 100 点を加えた③の技術評価点は、A 社 120 点、B 社 114.285 点、C 社は 108.571 点となります。

このように算出された A、B、C 各社の技術評価点を、それぞれの④の入札価格で割りまして、有効数字の 1 桁目が整数になるまで 10 を掛け続けることで得られた値が⑤の評価値で、この数値が一番高い者が落札者となります。この算出例の場合ですと、入札価格は C 社の 4,650 万円が最低額ですが、評価値は入札価格 5,000 万円の A 社が 2.4 となっておりますので、こちらが最高値となりますので、同社が落札となります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

ここでは、総合評価方式一般競争入札の実施手順について、こちらに記載されていますフローを基に説明いたします。

まず、第 1 回目の入札参加資格委員会において、発注案件が総合評価方式に該当するかを判断し、該当することとなりましたら、評価項目を作成し、内容について学識経験者からの意見聴取を行います。

学識経験者は 2 名おりました。1 名は、海匠土木事務所の技術次長、もう 1 名は、国土交通

省利根川下流河川事務所の総合評価審査委員を務められています千葉科学大学の教授に委嘱しております。

その後、落札者決定基準の内容を審査するために、第2回の入札参加資格委員会を開催し、基準が定まったところで入札公告を行います。公告後、入札参加希望者に対しまして技術資料の提出を求め、提出があった資料の確認を行い、学識経験者からの意見聴取を行います。

続いて、入札参加資格の確認及び提出された技術資料の審査を行うために、第3回の入札参加資格委員会を開催して技術評価点を算定し、入札後に評価値を算出して落札者を決定します。

総合評価方式一般競争入札の概要についての説明は、以上でございます。

続きまして、次の資料のほうの説明をさせていただきたいと思えます。

次のもう一つのほうの資料ですが、こちらが議案第15号の工事請負契約の締結についての補足説明の資料となります。資料は、右上に議案第15号財政課と書かれた資料となります。

タブレットの1ページからでございますが、こちらには（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事のうち、建築工事の概要を記載しております。

下のほうにいきまして、6の工事概要をご覧ください。

建物は、園舎及び倉庫から成り、園舎は鉄骨造りの平家建て、建築面積は1,024.61平方メートル、延べ床面積は1,012.73平方メートル、倉庫は木造平家建て、建築面積、延べ床面積ともに38.88平方メートルであります。工事の内容といたしましては、これらの建物の建築工事一式及び外構工事一式であります。

次の2ページをお願いします。

こちらは、本工事の開札調書になります。

本工事では、2者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行ったところ、両者ともに入札書の提出があり、開札の結果、入札額と総合評価における技術評価点から算出した評価値が最も高い鈴木建設株式会社を落札者に決定いたしました。

次の3ページをお願いいたします。

こちらには、本工事に関わる図面を添付しております。

図面は、ページ順に案内図及び配置図、平面図、立面図となっております。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） お願いします。課長、ただいまの補足説明であったこちらのほうの資料、これの4ページ、これについて質疑いたします。

4ページの4番実施手順、入札参加資格委員会1回目、2回目、3回目、そして学識経験者からの意見聴取1回、2回と、念には念を入れてということだとございますけれども、これ、最初の1回目の資格委員会から落札者の決定まで、おおよそ日数的にはどれぐらいかかるんですか、お教えてください。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

おおよその期間でございますけれども、だいたい2か月ぐらいはかかります。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） おおよそ2か月ですね、分かりました。

質疑させていただきますけれども、総合評価方式にのっとっての一般競争入札におきましては、ややもすると、よく聞かれるような言葉ですけれども、これは業者による談合があったんじゃないかというようなことですが、この本一般競争入札総合評価方式でいきますと、100%そういったことはございませんというふうに言い切れませぬという質疑でございます。お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

入札及び契約を担当する本課といたしましては、そういったことは一切ないと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 課長、ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 3点質疑させていただきます。

まず、1点目が、予定価格の算定方法を簡単でいいので教えてほしいです。

2つ目が、こちらは建築工事一式となっていますけれども、電気とか水道はまた別で入札があるのでしょうか。

3点目が、この総合評価方式ですと実績の評価がとても多いように感じるんですけども、新規が参入しづらいのかなというふうに思うんですけども、その辺に対してちょっとお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、予定価格の件でございますが、予定価格につきましては、設計金額ということで今取り扱っております。

建築工事、今回は一式でございますけれども、電気、機械、別に分離発注ということで契約及び入札のほうをしているところでございます。

あと総合評価方式のほうの新規が参入しづらいのではないかとこのところでございますけれども、こちらのほうは、総合評価方式という方法自体が公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定されている内容になりますけれども、先ほどもご説明させていただきましたが、施工品質、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価するというので、建設工事に関して、建設工事、ですからこの対象工事ですけれども、対象工事が設計金額が1億円以上という高額な契約ということもありますので、そのような方式を取らせていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 分かりました。

1点だけ再質疑なんですけれども、予定価格は設計金額ということなんですけれども、これは設計士さんが金額まで見積もるというか、設定するというイメージなのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらのほうは、実施設計等を担当している設計者が算出する金額でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 何点かお願いします。

まず最初に、本日委員会に出されましたこの総合評価方式一般競争入札の概要と、この工事概要、これは議案書と一緒になぜつけられなかったのか、それをお伺いします。

この資料がないと、議案の審議というのは、議員はできません。私、本会議場でも言いましたけれども、1枚ぺらんと、この金額で落札した会社はこれですというそれだけでは、議案審議はできません。

課長が早口で本会議場で、時間短縮のこともありますのであれだけの早口になられるんだと思うんですけども、私はあれを聞いたときには3者応札してというふうにとったんですよ。それは議案が違うんですけども、15号に関しましても内訳というのが全く分からない状況で、本会議前は、質疑前は私もおりました。

それで、資料をくださいということで、資料をつけるのが本来じゃないですかということで言いましたら、私と、どうやら松木議員だけに説明書が配られていたということで、それで会議場がちょっと暫時休憩とかになったんですけども、本来ならばこの2つの参考資料、これ参考資料ってつけることもないと思うんですけども、この議案第15号に関しての資料は、議案とともにつけられるべきだと思いますが、お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案につける資料等でございますけれども、こちらのほうは、今後研究させていただきまして、また対応していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 検討ではなく、お願いいたします。

では、実際に中のほうを伺っていきたいんですけども、この総合評価方式一般競争入札が令和元年に導入されて、その後、これで一体何件の入札が行われたのかと、それで、今回のようにずっとこういう資料というか、説明がつけられないで来たのかどうか、そこのところもお伺いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） これまで、令和元年度からこちらは導入しておりますこの方式での実績でございますが7件、こちらが総合評価方式一般競争入札で行っております。

説明のほう、そのうち議案になった1億5,000万円以上が議案対象になるわけですけども、

そのうち3件が議案対象の工事でございますけれども、議案としての資料は今回と同じ資料で、議案としてのもので説明をまいりました。資料はないということです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 前者からもございましたが、新規参入ができないようなシステムじゃないかとかそういうのがあったんですけれども、私のほうからは、やっぱり公平公正な入札ということを考えますと、もうちょっと本当に広くから応札できるような、そういうシステムが私は市全体の利益を考えると、それがいいんじゃないかと思うわけです。

この総合評価方式の中の企業の信頼性・社会性というところで、地元にとどれだけ貢献しているか、地元の企業じゃなきゃ貢献できないという、そういうふうな点数が入らないというのは、いわゆるげた履きみたいなのところもしっかり点数で7点もありますので、それを考えると、言い方がちょっと非常に申し訳ない。これからちょっと質疑することに関してなんですけれども、何だかこう恣意的な部分というのが非常に見受けられるところがありまして、地元企業を優先するというか、地元優先というよりも、地元企業の方に、これはちょっと言葉が何なんですけれども、お願いしたいというか、そういうところがこれから後の質疑の中でもちょっと聞いていきたいところなんですけれども、そののところ、総合評価のいいところというのは、そういった地元企業にアドバンテージをつけられるというところが私はいいところだと思うんです。

もちろん災害のときとかには、地元企業の方にボランティアで一生懸命やっていただかなきゃいけないところがありますので、地元企業を優先するという、そういうふうな意味でちゃんと配点がこういうふうにあるわけですから、もう少し、この旭市のですよ、今までの3件の中で、3件、この総合評価方式で議案となったものがあるとしたら、それで資料なしということだったので、もっと正々堂々と資料をくっつけてやれるような、そういったシステムに旭市の入札方法を変えるべきじゃないかと私は思うんですけれども、どうですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、工事の関係で、もっと広く市外とか広く公募すべきではないかとかというお話もありましたが、総合評価方式は、先ほども申し上げましたが1億円以上の大型工事ということで、こちらのほうをこの入札方式の趣旨にのっとって進めている中で、旭市独自のものにしていったらどうかということでございましたが、こちらのほう、令和元年度から今スタートしたということで、元を申しますと、国土交通省のこちらは地方公共団

体向けの総合評価の実施マニュアルという、そちらのほうで今旭市の総合評価方式のほうが運用されていると。

こちらのほうは、千葉県も当然やっているところですけども、こちらのほうに今、準じてやっているということで、旭市独自につきましては、また今後研究して、検討していければと、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私が言っているのは、旭市独自のシステムということじゃなくて、この総合評価方式を私は評価しているんですよ。値段だけじゃなくて地域貢献度とかそういうものをしっかり入れてあって、これ自体は評価しているんです。

ですから、これにしっかりとって、なので広域で応札をできるような、そういった市の受入れ体制というんですか、そういうものをしっかり確立して、金額が大きいですから、本当に市内だけでまとめようなんて思うとかなり無理があって、価格も抑えられないと思うんですよ。

総合評価方式には、ちゃんとそういうげた履き、げた履きという言葉はちょっと妥当じゃないかも分かりませんが、ちゃんと市に貢献している、市民生活に貢献している企業には、それなりのポイントがつけられるシステムになっていますので、これをしっかり正しく運用していただきたい。

議案に出すときには、正々堂々とこのシステムにのって、こういうふうなやり方をしていますというふうに胸を張って議案に出せる、説明書をしっかりつける、そういうシステムにしてほしいということを言っているんです。

今回、本当に落札金額と会社名、それだけで議案を出してくるような、ぺらっと説明した中で、3者が、私は誤解しましたけれども、応札しているみたいなことを言って、これで議案が通ったらしめしめみたいな、そういうやり方を私は変えていただきたいと言っているんです。なので、しっかり胸を張って説明ができるような、そういった入札、それを心がけていただきたいということを言っているんです。お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ご提案、本当にありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、今後の契約案件に関する議案等につきましては、適正な資料がどのようなものかとか、

そういう何を説明していくかとかということもいろいろ研究しながら、今後、適切に進めていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） よろしく願いいたします。私たちの、当局側も議員側もそうですが、市民の利益ですよ、旭市民の利益を両者が考えて、もうそれだけを追求して議会が年4回開会されるんですから、そこに対して当局側が臨む姿勢というのをちゃんと私は持っていただきたいと思えます。お願いいたします。

ちょっと具体的に入ります。実施手順の評価項目の作成のところですか。上から2番目です。

これ評価項目って、もうしっかりあるんじゃないですか、ここにある。これは、その案件ごとに評価項目というのを決めるんですか。それに対しての意見聴取というの、1回目とかかって書いてありますけれども、これはこの意見聴取が行われて、それで変更になるということがあるんですか、評価項目が。お願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 実施手順のほうの評価項目の作成のときでございますけれども、こちらは委員おっしゃるとおり、その都度、その工事に対しての評価項目を作成します。それで、その項目につきまして学識経験者からの意見聴取ということで、こちらは専門家でございますので、市のほうの見方が間違っていれば変わるということもございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私、ちょっと今回出されている議案でざっくり見させていただいただけだと、何か同じ感じがフォーマットとして出来上がっているのかなというふうに感じたんですけども、これは都度都度変わるということですね。では、先ほど言いました地域貢献度みたいなところ、そういうのなんかも変わるんですか。配点とかも変わるんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 都度都度変わるといいますか、1億円以上の工事といえますと、いろいろ土木だったり、建築だったり、いろいろな工事の種類がありますので、今回は、別のほうの消防分署のほうも建築工事もありましたんで、そちらのほうの建築関係は同じような形

になっているかと思えます。

地域貢献度の点数のほうでございますけれども、こちらは1億円以上の今の総合評価方式では、こちらのほうの形式で共通して行わせていただいておりますが、今後、これからは考えて検討していった、さらにいいものができればというふうにも思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ちょっと下のほうにいきまして、技術資料の提出で学識経験者からの意見聴取ってあるんですけども、この議案では、応札された方の資料、その方が資料を提出されるんだと思うんですけども、それに対しての変更というのかな、追加資料を出してくださいとか、そういうことというのはありましたか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 技術資料の提出につきましては、こちらにも公告のときに決まっておりますので、それから追加の資料の提出を求めたものはございませんでした。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、そのもっと下にいった、いよいよ入札になったときに、資料というか入札書類の不備だとかということに対しての救済措置みたいなものは、この矢印の中にはありませんか。即入札、即落札者の決定、あるいはその前の段階で、資料等の不備を応札者に伝えるような、そういったチャンスというのがこの中にありますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 書類のほうの不備等のお話でございますけれども、当然、技術資料の提出をされます企業の方々がそういった技術資料に間違いがあったり、添付忘れだとか、その辺の入札参加していただいたときに出していただく資料のほうにつきましては、こちらから修正をお願いしたり、追加をお願いしたりすることもあります。

その下の今度入札のほうに行ってからでございますが、こちらのほうにつきましては、いろいろ入札書だとか、一緒に出していただく内訳書等の書類、入札に入りましたら、こちらのほうにつきましては不備のほう、不備が見つかった場合ですけれども、こちらは単純な誤字とか、金額に相違がなかったり、そういったものであれば軽微なものとして直していただい

たりすることも中にはありますけれども、ただ、入札でございますので、金額に相違が出てしまうものや、また必要事項の記入がなかったり、もしくは読み取れないと判断した場合は、こちらは結構大きな間違いということで、こちらのほうは訂正等はそこからはしないということで処理をしております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、もう1点、開札調書と今回出していただいた資料なんですけれども、開札調書のほうは、応札者の社名が島田建設（株）ってなっていて、実際に一般競争入札の結果等の公表のところには、島田建設（株）海上支店というふうになっているんですけれども、これは記載が会社名のみと、あとは支店名までつけるというふうな書き方の違いだけですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 開札調書のほうにつきましては、こちらはそうです。島田建設株式会社のみまで記載させてもらってあります。書き方の違いのものでございます。

すみません。こちら、入札参加のほうの資格登録のほうは会社名だけでオーケーということになっておりますので、開札調書のほうにつきましては、会社名のみということになります。

○委員長（宮内 保） 戸村委員……

○委員（戸村ひとみ） 休憩前、もうちょっとだけで終わります。あと2点ぐらいで終わります。いいですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。あと2点ほど聞かせていただきたいんですけれども、この島田建設株式会社海上支店につきましては、開札調書とか、あと評価調書とかを見させていただいて、この15号議案以外のところにも出ているものの開札調書とかを見させていただくと、感覚なんですけれども、本当にこれは落札しに来ているかという、非常にそういう感じがするんですよ、見させていただくと。

こちらの評価調書に関しましては、評価のほうの配点のところ、しっかりこの会社が今までどれだけ出ていて、どういう工事を請け負っているというので点が入っていると思うんですけれども、そこで非常に点数自体が私が見るには低いわけです、ほかの議案とかを見ても、今回のを見ても。

そういう会社に対しての、そういう会社が申込みをする時点での何か当局側のふるいにかけてのような、本当に真摯な気持ちで工事を請け負いたいと思って応札というか、申込みに来てもらっているのかどうかというようなことを、そういうふうなのが何かふるいにかけてられるようなあれってないんですかね。

ちょっと言い方が難しいんですけども、数合わせにだけ来ているような感じがしないでもないというような見方を私はちょっとこの調書で、これは私の感想なんですけれども、いわゆる応札に対しては、それこそ時間と、皆さんの当局側の大変なエネルギーをかけて審議されるわけですから、そこに対して時間の無駄になるようなことというのを省けるような何かがないのかなという。

この島田建設に限ったわけじゃないんですけども、そういうふうなシステムみたいなものがあるのかどうか。ただ単にもう何でもかんでも出してくるみたいな、それで受けちゃうのかということを知りたいんです。

あと、もう1点は、電気工事、機械工事、これ、金額教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいま入札への申込みの業者につきましての事前のチェックとかそういう話だと思うんですけども、こちらのほうは入札をかける前に公告で、ちゃんとその工事の種類だったり、参加していただく事業者の要件とか、そちらのほうを設定してありまして、そちらに合っている、入札参加する資格を持っている会社となりますので、そちらの方につきましては、そういったこちらからの話というのはまずございません。もう事前に入札参加の資格のほうも要件を絞っておりますので、そういった業者に対してのこちらからのお話というものはまずありません。

それと、あと電気のほうですが、電気工事は、こちらのほうの業者でよろしいですか。金額ですか。

（「業者と金額」の声あり）

○財政課長（山崎剛成） 落札金額が、こちらは1億120万円、落札業者は鈴木電設株式会社でございます。

以上でございます。

機械工事につきましては、今、本日開札をしておりますので、まだ業者は決まっておりません。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、挙手をお願いします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません。鈴木電設さんのほうで1億百何十万円ということ、これは設計額が1億円以上の工事からとって、これは議案には上がってこないということなんですか。あと機械工事のほうの予定価格とか、分かったらお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 機械工事のほうにつきましては、入札執行がまだ済んでいませんので、決定しておりませんので、その辺はまだ公表できておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） まだ全体の金額が出ていないので何とも言えないところなんですけれども、5億6,210万円と1億120万円と、それから機械工事は別でということ、これも相当な金額になると思うんです。これの入札に關してのことをやっぱり私たち議員は、しっかり審議しなきゃいけないと思うんですよ。

もうちょっと前に出ている、前というか12号でしたっけ。そこに出ている議案とか、今回の15号議案の中で、前のほうの議案で応札している人が、どこの段階でこの不備を正してくださいって言えばちゃんと応札できたのかというようなところも分からず、ただ失格になって、あとは辞退ということ、実質1者のみが応札をした形で、今度、この15号議案に至っては失格になったところが落札していると。応札をしないまでも、毎回名を連ねているところがあると。

そういうふうな、実際に資料を頂いてみて、説明資料を頂いてみて初めて分かることがあるわけです。そうしたときに、何で資料を出さなかったのかなというのを疑いたくなるような、そんな議案になっていると私は感じるわけです。

ですから、そのところを先ほども申し上げましたように、胸を張って私たちは、これだけ公正な入札システムでやっているんですよって、胸を張って議事に議案として提示できるようにお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 先ほどから申し上げさせてもらっていますが、入札から契約のほうを担当しています財政課といたしましては、本当に公平公正な事務のほうに努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中でありますが、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○委員長（宮内 保） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第15号の審査を行います。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 質疑いたします。

先ほどの戸村委員と同じような、要望も含めてという形での質疑にどうしてもなってしまうかと思ひますけれども、議案第15号、課長、1枚ぴろっとせんだって頂きました。この議案について議決を求めるわけですから、賛成か反対かしなきゃいけないと、自分の使命として。

その際に、この1枚目表、地方自治法第96条第1項第5号って何だというところから、私の場合は全然無知ですので、そこからスタートするんです。そして、後ろのほうを見ましたら、名称、仮称ですから、最終的にはどういった名称になるのかなど。そして契約の方法、総合評価方式一般競争入札って一体何なのかなど。そして、5億6,210万円なのかということ。この1枚の用紙を見て、さあ、どうやって議決しようかなと思ひたときに、いや、これは生半可な知識、そして、うそか本当か分からない。人に聞いても、実際のところ、果たして適正なる議決を伊場哲也は下せるかなということを考えてたんですね。

そんなことを考えたときには、やはり皆様方、課長もお忙しい中、本当に大変だと思ひますけれども、議案を上程し、そして説明する際には、やはりこういった本日配っていただいた資料があると、より議決をする際に本当に参考になりますので、今後は可能な範囲内で前向きに検討するというお話がございましたけれども、ぜひぜひ、私のように何も分からない議員も、少なくとも私はそうですので、より丁寧なご説明をいただければありがたいと、こんなふうと思ひます。

そこで、質疑ですけれども、課長、これ1枚で議会の議決を求めるに足りるものだというふうにご判断されたんでしょうか。ご答弁をお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というものがございまして、その中で、議会に付すべき財産の取得又は処分ということで、議案のほうの条文の内容でございすけれども、その3条に、「地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託」のほうがありますけれども、失礼しました。2条のほうで、議会の議決に付すべき契約というものが、その中に2条で、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする」という、工事のほうの条文が議会の議決に付さなければならない契約というものになっております。

もう一つ、この1枚の議案だけでよいかということでございますけれども、こちらのほうは、契約の議決ということで、こちらのほうの議案、これまでどおりに議案のほうを提出させていただいたということになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ただいま課長から、地方自治法第96条第1項の何号でしたか。私、自分も勉強したんですよ。そうしますと、「第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする」と、今、課長がおっしゃったそういうことは、少なくとも議決をするわけですから自分自身も勉強いたしました。

それプラス、第2項だ、3項だ等々については、個人的には地方独立行政法人法を勉強するので今回は手いっぱい、なかなか議決する際の勉強または参考資料として、先ほど言いましたように、これ1枚ぺらでは不足だったんじゃないかな。ですので、今、昼飯を食いながらこれで大変頭の中の整理整頓ができて、すんと来たんですよ。

ですので、今後こういった添付資料等があれば、ぜひ議案が上程されて説明する際に、先ほど戸村委員がおっしゃったことと同じなんです。資料提出を強く強く、重ねてお願い申し上げ

げますということでございます。ご理解、お分かりいただけましたでしょうか。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案に添付します資料等につきましては、今後、いろいろ参考資料、他の団体を参考にしながら、よりよい資料がつけられればと検討したいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 15 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入からご説明いたします。

タブレットの 10 ページ、補正予算書では 7 ページをお願いします。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金、説明欄 1 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4 億 9,800 万円は、この後説明します住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）に係るもので、補助率は 10 分の 10 でございます。

タブレットの 11 ページ、それから補正予算書では 8 ページをお願いいたします。

こちらが歳出になります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄 1 の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分） 4 億 9,800 万円は、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定されましたデフレ脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、低所得世帯に対する支援が追加計上されたことから、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯を引き続き支援するため、既に交付済みの 3 万円の給付金に加え、7 万円を追加給付するものがございます。

事業費の内訳について、説明します。

4 億 9,800 万円のうち、1 節の報酬から 14 節の工事請負費までが給付に係る事務費で、こちらは合計しますと 800 万円ということになります。

右側の説明欄をご覧ください。

まず、1の報酬でございますが、133万1,000円ですが、こちらは申請の受付やデータ入力、通知発送等を行っていただくパートタイム会計年度任用職員の報酬となります。

それから、11の役務費でございます。285万9,000円のうち通信運搬費205万5,000円は、給付対象者への確認書や支給決定通知書の送付、また確認書等郵送提出に係る郵送料で、手数料の80万4,000円につきましては、給付金の口座振込の手数料となっております。

続いて、12の委託料ですが、こちら269万5,000円は電算業務委託料で、住民税非課税世帯等に対する給付金システムの改修業務等に係る委託料となります。

事務費の主なものは、以上でございます。

次に、説明欄の19扶助費、こちらが住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の4億9,000万円ですが、こちらが、今回の給付金の合計額でございます。

本市における支給対象の考え方ですが、基本的に前回の3万円の給付金と同様でございます。住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみの世帯、いわゆる被扶養世帯、それから家計急変の世帯も含んでおります。

今回は、令和5年12月1日を基準日として、本市に住民登録のある世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、前回給付金に係った非課税世帯等の状況を踏まえ、対象世帯を7,000世帯と見込みました。1世帯当たり7万円を乗じて算定いたしました。

あと、支給に係るスケジュールについて、ちょっと触れたいと思います。

補正予算(案)の可決をいただきましたら、まず、1月下旬頃をめどに対象と見込まれる世帯に対しまして、市から返信用封筒を同封した確認書のほうを郵送しまして、こちら返信をいただいた世帯から順次、内容を確認の上、給付金の支給を行ってまいりたいと考えています。

また、本年1月2日以降の転入の方で、本市において課税状況が確認できない方を含む世帯や、家計急変により対象となる世帯につきましては、別途、申請書の提出が必要でございますので、前回同様、申請漏れのないよう、市のホームページ、広報あさひ、それから旭市公式LINEなども活用しながら、十分に周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

給付金の第1回目の支給日でございますが、第1回目の支給日は2月上旬を見込み、以降は2週間に1回程度のスパンで順次支給を行っていく考えでおります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について質疑がありましたらお願いいたします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。ちょっと私、聞き漏らしているんだと思うんですけども、通信運搬費と手数料の 285 万 9,000 円ですか。こちらの内訳と、それから電算業務委託料 269 万 5,000 円、これ委託先と、その委託先を選んでいる根拠というんですか。こういった業務に関して、その委託先が旭市役所の中の業務に対しては、1 者が受けているのかどうかというところをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 11 の役務費、通信運搬費でございますが、こちらの確認書や、それから支給決定通知などの郵送料ということになってございます。

その下の手数料でございますが、こちらにつきましては、給付金を口座振込のほうで支給いたしますので、その口座振込の手数料を見込んだものでございます。

12 の委託料、電算業務の業者のほうでございますが、これは恐らく、現在と申しますか、前回の給付金のおきからの継続で、株式会社内田洋行さんのほうと契約を締結しておりますが、まだちょっと締結前ではありますが、恐らくデータの抽出ですとか、システムの継続の関係から、随意契約もあり得るのかなと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 他のつていうと、旭市で受けている委託関係。

○委員長（宮内 保） 旭市、市内の業者ということですか。

○委員（戸村ひとみ） こういった業務の委託を受けている業者って内田洋行のほかにもあるのか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ちょっと一般的な話にはなろうかと思えます。いずれにしても、こちらの給付金業務を行うに当たっては、まず、住民情報と申しまして、住基、当然 1 月 1 日転入、それから税情報のほうが大変重要になってまいります。そこからの抽出作業ですとか、そういったものが入りますので、ここは、この会社につきましては、そういったものが適切に運用できると思えますので、こちらでは選択しています。

基幹系の業務を各市町村のほうで、いろんな業者と別途契約していると思いますので、内田洋行だけということではございませんので、旭市の場合は内田さんということで……

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。そうしたら通知というんですか。それをはがきでのみお知らせで送るということなんですか。さっきの通信運搬費のほうなんですかけれども、そういったことになるんですか。あとのほかに方法というのがあるのかどうか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） はがきでは送れません。封書で、ちょっとこれは前回のなんですかけれども、結構なボリュームのやつ、これ返信封筒とか入りまして、これを三つ折りとかに入れて入れるような格好になりますので、ちょっと封書の扱いになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。なので、これだけの金額になっているんですね。それだけ大きいものを送られるということで、分かりました。何かほかに方法はないんでしょうね。分かりました。すみません。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

す。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮内 保